

## 我孫子市委託事務事業の執行の適正化に関する規則の一部を改正する規則について

我孫子市委託事務事業の執行の適正化に関する規則（平成元年規則第13号）について、平成28年1月1日から次のように改正しますのでお知らせします。

### 1 適用

平成28年1月1日以後に締結する委託契約について適用する。

### 2 主な内容

建築物の清掃業務委託に係る委託先は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項に規定する都道府県知事の登録を受けているものから選定する。ただし、臨時的若しくは軽微な清掃業務である場合又は市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。